ケアハウスしあわせの里　重要事項説明書

１．事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人　白　寿　会
法人所在地	〒３６０－０２３５　埼玉県熊谷市原井１６９番地
代表者氏名	理事長　中　村　光　一
電話番号	０４８－５８９－２３２８
設立年月日	平成７年９月２６日
定款に定める事業	軽費老人ホーム（ケアハウス）　１ヶ所 特別養護老人ホーム　１ヶ所 訪問介護　１ヶ所 通所介護　１ヶ所 短期入所生活介護　２ヶ所 居宅介護支援　１ヶ所 地域包括支援センター　１ヶ所

２．ご利用施設

施設の名称	ケアハウスしあわせの里
施設の所在地	〒３６０－０２３５　埼玉県熊谷市原井１６９番地
施設長名	岩　崎　光　代
電話番号	０４８－５８９－２３２８
ＦＡＸ番号	０４８－５８９－２３３３
開設年月日	平成８年１２月１日
定員	５０名
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	入居者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とします。
施設運営の方針	食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように万全を尽くします。特に入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに暮らせる施設づくりを目指します。

４．利用要件

年齢が 60 歳以上、または一方が 60 歳以上のご夫婦が対象です。自炊が出来ない程度の軽い身体機能の低下があり、家族との同居に困難がある方が入居できます。

５．職員の配置基準と職務

職　種	職務内容	配　置	勤務体制
１．施設長	総括	１名	常勤
２．生活相談員	相談、助言、入居調整	１名	常勤
３．介護職員	日常生活の支援・援助	２名以上	常勤・非常勤
４．栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	１名以上	常勤
５．調理員	献立表に基づき食事提供	４名以上	常勤・非常勤
６．宿直専門員	宿直業務	１名以上	非常勤

６．施設サービスの概要

（１）基準サービス

種　　類	内　　容
食　　事	・栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 【食事時間】　朝食　　８時００分　～　　９時００分 昼食　１２時００分　～　１３時００分 夕食　１７時３０分　～　１８時３０分
入　　浴	・原則として、毎日入浴できます。 【入浴時間】　　９時００分　～　２１時００分 ・介護を必要とする状況になった方は、居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。その時の入浴時間はその都度決定します。
健 康 管 理	・入居者の健康を確保するため、少なくとも年１回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。 ・利用者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。
相談及び援助	・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの利用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

７．利用料

（１）居住に要する費用

居室タイプ	併用方式	分割方式
一人部屋（約 25 ㎡）	入所時 800,000 円　　月々 15,000 円	月々　20,000 円
二人部屋（約 35 ㎡）	入所時 1,600,000 円　　月々 30,000 円	月々　40,000 円

（２）サービスの提供に要する費用及び生活費

利用者階層別料金表（月額）　［単位：円］

対象収入による階層区分		利　用　料　金		
		サービスの提供に要する費用	生活費	合　計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	51,900 円	61,900 円
2	1,500,000 円～1,600,000 円	13,000	51,900	64,900
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000	51,900	67,900
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000	51,900	70,900
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000	51,900	73,900
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000	51,900	76,900
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000	51,900	81,900
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000	51,900	86,900
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000	51,900	91,900
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000	51,900	96,900
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000	51,900	101,900
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000	51,900	108,900
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000	51,900	115,900
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000	51,900	122,900
15	2,800,001 円以上	75,400	51,900	127300
１１月から３月までの冬期には暖房費として１人月額 2,150 円を加算します。				
但し、埼玉県が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い変更します。				

注　夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が１５０万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、上記の表から３０パーセント減額した額とします。

（３）居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

①居室内の水道光熱費

②電話は、電話会社との個人契約となります。費用は入居者の実費負担となります。

③退去時の利用料精算方法

イ．居住に要する費用　　入居契約書第１２条の３に従って返還金を精算します。

ロ．生活費　　最初の３日間を除き、食費１日 900 円（３食欠食の場合）を日割計算にて返還します。

ハ．居住に要する費用、サービスの提供に要する費用については、月単位で精算します。

ニ．居室の原状回復

・毎月の住居に要する費用に経年劣化や通常損耗等に伴う修繕費用は含まれていません。

・居室内の模様替え等を行った場合は、入居契約書第１８条の１に従って、入居者が実費を負担します。

・居室は、ルームクリーニングをさせていただきます。費用については入居者の実費負担となります。また、入居契約書第１８条の２に従って、居室の使用状況に応じ壁面クロ

ス張替、天井張替・床張替・トイレ便座取替え等の実費を入居者が負担します。

８．利用料の請求及び支払い

利用料は前項の表を基に１か月ごとに計算し月初めにご請求致します。毎月１０日までに施設が指定する金融機関の口座にお支払いください。振込手数料は依頼主負担となります。

９．当施設ご入居に当って留意いただく事項

種　　類	内　　容
面　　会	来訪者があったときは、その都度、面会簿に記入してください。
外出・外泊	外出するときは、外出簿に記入してください。また、外泊するときは、その都度、事務所にお知らせください。
入居者留意事項	１．入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけてください。 ２．バルコニーは災害・非常時の避難経路となりますので、避難に支障が出ないように充分注意してご利用してください。 ３．テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落としてご利用してください。 ４．入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。
専用居室	１．居室の清掃、日常的な維持管理は入居者ご自身で行います。 ２．居室のゴミ等については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とします。
部外者の利用	外来者を宿泊させるときは、事務所にお知らせください。但し、入居者が在室中である場合に限ります。
施設内禁止行為	１．けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 ２．宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりなど迷惑を及ぼすような行動をすること。 ３．火気を用いること。 ４．施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 ５．故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。 ６．施設内で動物を飼育すること。

１０．個人情報の保護

職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了解を得るものとします。

１１．高齢者虐待の防止

入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1） 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
（2） 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

１２．緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

１３．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口等にお申し出下さい。

相談窓口
電話番号　　０４８－５８９－２３２８　　ＦＡＸ　　０４８－５８９－２３３３
受付時間　　８時３０分～１７時３０分（不在の時は折り返しのご連絡となります。）

第三者委員

関係機関　　埼玉県福祉部福祉監査課
埼玉県北部福祉事務所
熊谷市長寿生きがい課
埼玉県社会福祉協議会

嘱託医

年　　月　　日

ケアハウスしあわせの里の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説　明　者】

ケアハウスしあわせの里
職名・氏名　　㊞

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意いたしました。

【利　用　者】

住　　所

氏　　名　　㊞

【保　証　人】（続柄：　　）

住　　所

氏　　名　　㊞